**公益財団法人東根市スポーツ協会表彰規程**

（趣旨）

第１条　　この規程は、本市体育・スポーツの普及と振興に功労のあったもの及び競技成績が優秀で他の模範となるものの表彰について、必要な事項を定めるものとする。

（表彰の種別）

第２条　 表彰は、次のとおりとする。

1. 感謝状
2. 表彰状
3. 殊勲賞
4. 栄光賞

（表彰の基準）

第３条　　表彰は、個人又は団体で次の基準に該当し、他の模範となるもの。

1. 感謝状
2. 体育・スポーツの普及振興に物心両面にわたり尽力され、感謝の意を表したいもの。
3. 本会の会長、副会長、理事、監事として特に功労があり、6年以上在職し、職を辞したもの。
4. 本会加盟団体役員（会長、副会長、理事長等）として本会の発展に特に功労があり、10年以上体育・スポーツの振興に貢献し、職を辞したもの。
5. その他、会長が必要と認めたもの。
6. 表彰状
7. 体育・スポーツの普及振興に幾多の業績をあげ、その功労の顕著なもの。
8. 本会の会長、副会長、理事、監事として会の発展に寄与し、10年以上在職したもの。
9. 本会加盟団体役員（会長、副会長、理事長、理事、監事等）として特に功労があり、15年以上在職したもの。
10. その他、会長が必要と認めたもの。
11. 殊勲賞

全国競技大会において優勝したもの、又は国際競技大会において入賞したもの。

1. 栄光賞
2. 県大会において優勝又は県記録を樹立したもの。
3. 東北大会において第3位まで入賞したもの。
4. 全国大会において第6位まで入賞したもの。
5. 日本代表選手として国際競技大会に出場参加したもの。

２　　表彰は、異なった受賞であれば重賞を妨げない。ただし、殊勲賞・栄光賞については、当該年度のみとする。

（候補者の推薦）

第４条　加盟競技団体及び当該学校長及びスポーツ少年団本部長は、所定の様式により候補者（団体）を本条第3項の要件により推薦するものとする。

２　　理事、評議員及び監事は、受賞候補者（団体）を本条第3項の要件により推薦することができる。

３　　候補者の推薦において個人は東根市在住又は出身の者に限るが、団体は加盟競技団体及び東根市所在の学校・企業であれば、構成員の全てが東根市在住の者である必要はない。

（受賞者の決定）

第５条　推薦された候補者（団体）について、理事会で選考した後、評議員会において決定するものとする。

（表彰）

第６条　表彰は2月、表彰式にて行うものとする。

附則

この規程は、財団法人東根市体育協会の設立した日から施行する。

附則

この規程は、平成４年２月１８日から施行する。

附則

この規程は、平成７年５月１２日から施行する。

附則

この規程は、公益財団法人東根市体育協会の設立登記の日から施行する。

附則

この規程は、令和元年５月１４日から施行する。

附記

この規程は、令和２年４月１日から施行する。